

# 告示

## 埼玉県告示第千二百号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十九年十一月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十九年十一月七日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院 医療法人社団埼玉巨樹の 会新久喜総合病院	埼玉県狭山市入間川二丁目三十 七番二十号 埼玉県久喜市上早見四百十八番 地一	平成三十二年 九月八日 同右